

第5節 予防活動の現況

～火災を未然に防ぐために～

1 火災予防査察の現況

(1) 立入検査実施状況

立入検査は、消防法に基づき消防職員が建物や危険物施設に立ち入り、火災予防上の観点から検査をするものです。

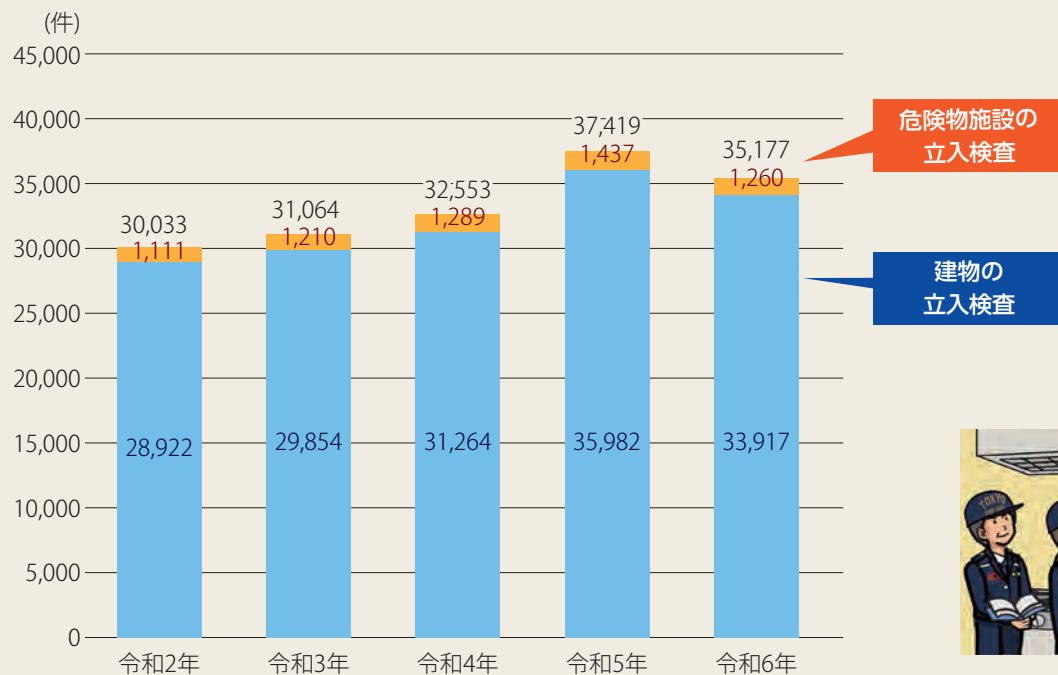
令和6年中は、建物（住宅、長屋を除く）や危険物施設（ガソリンスタンドなど）に対し、35,177件の立入検査を実施しました。

その他にも災害出場後の立入検査6,963件、確認検査1,532件、繁華街査察3,361件、会場管理立入検査（催物など）169件

を実施しました。

立入検査の執行は、査察員737人、ポンプ隊1,116隊で実施しています。（図表1-5-1）

■ 図表1-5-1 立入検査件数の推移



(2) 行政措置と違反対象物の公表制度の状況

ア 警告・命令

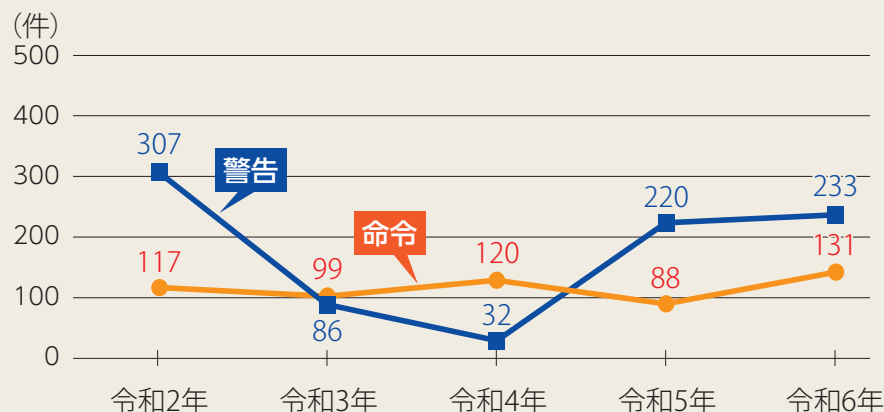
立入検査等を実施した建物や危険物施設において消防法令違反を確認した場合、違反者に対して違反を是正するように指導しています。

是正する意思が見られない違反者に対しては、必要に応じて警告により強く指導し

たり、さらに消防法に基づき命令を行っています。

警告・命令件数の推移については、図表1-5-2のとおりです。令和6年中における警告件数は233件、命令件数は131件となっています。

■ 図表1-5-2 警告・命令件数の推移

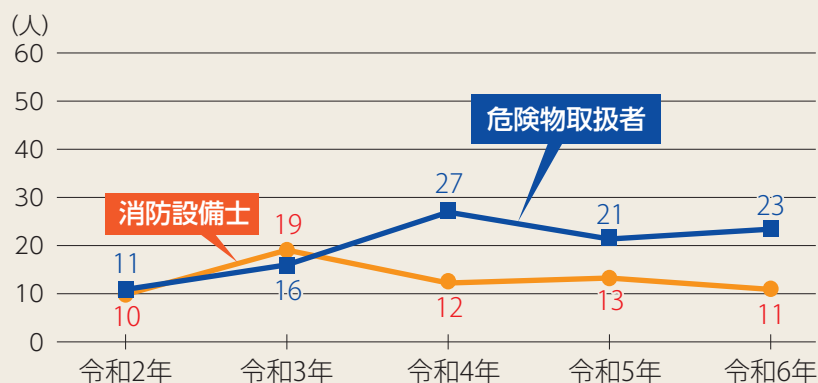


イ 危険物取扱者・消防設備士への違反事項通知

危険物取扱者・消防設備士の資格者が消防法令違反に係る行為を行っていた事実を確認した場合、資格者に対して違反事項通知を行い、再発しないよう指導しています。

違反事項通知を受けた資格者の推移については、図表1-5-3のとおりです。

■ 図表1-5-3 違反事項通知を受けた資格者数の推移



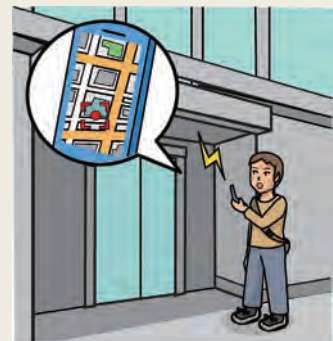
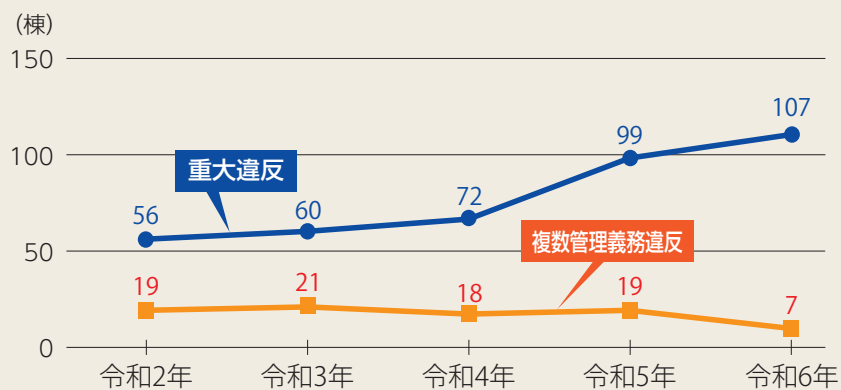
ウ 違反対象物の公表制度の状況

公表制度は、建物（住宅、長屋を除く）を利用する方がご自身で建物の安全情報を入手し、利用を判断できるよう、消防機関が立入検査で把握した違反に関する情報を提供するものです。公表対象となる違反は、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備の未設置による設置義務違反（重大違反）と建物関係者

により繰り返された防火管理、消防用設備の維持管理等に係る違反（複数管理義務違反）があります。

各年で公表された建物数の推移については、図表1-5-4のとおりです。違反が公表されている建物関係者に対して速やかに違反が是正されるよう指導を徹底しています。

■ 図表1-5-4 各年の違反が公表されている建物数の推移



(3) 優良防火対象物認定表示制度（優マーク制度）の状況

優良防火対象物認定表示制度は、建物の関係者からの申請に基づき、高い防火安全性を消防署長が認めた場合に、認定証を建物に表示できる制度です。

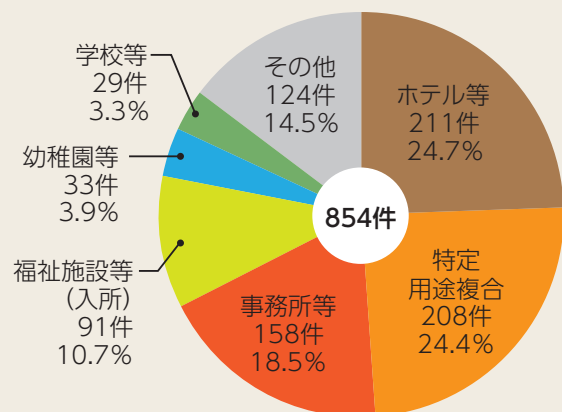
令和6年12月末日における認定優良防火対象物は854件で、用途別の内訳は図表1-5-5のとおりです。優良防火対象物認定表示制度の詳細は、200ページを参照してください。



▲ 優良防火対象物認定証

■ 図表1-5-5

優良防火対象物・建物の内訳



※統計上の端数処理を行っているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

(4) 各種点検報告の状況

ア 消防用設備等点検報告制度

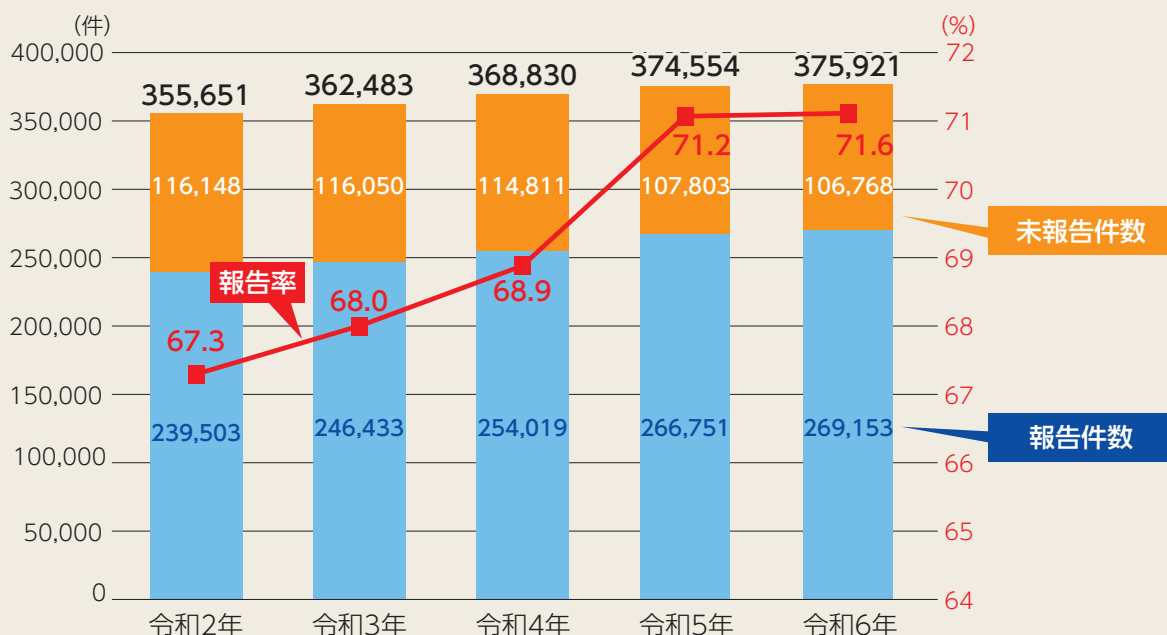
消防用設備等点検報告制度は、建物の関係者が建物に設置されている消火器、自動火災報知設備及びスプリンクラー設備などの消防用設備を資格者に点検させるか、または自ら点検し、その結果を消防署長に報告する制度です。

令和6年12月末日における点検が必

要な建物数は375,921棟で、報告件数は269,153件でした(報告率=71.6%)。点検が必要な建物数は年々増加しています。

消防用設備等点検報告制度の詳細は202ページを参照してください。(図表1-5-6)

■ 図表1-5-6 消防用設備等点検報告の内訳



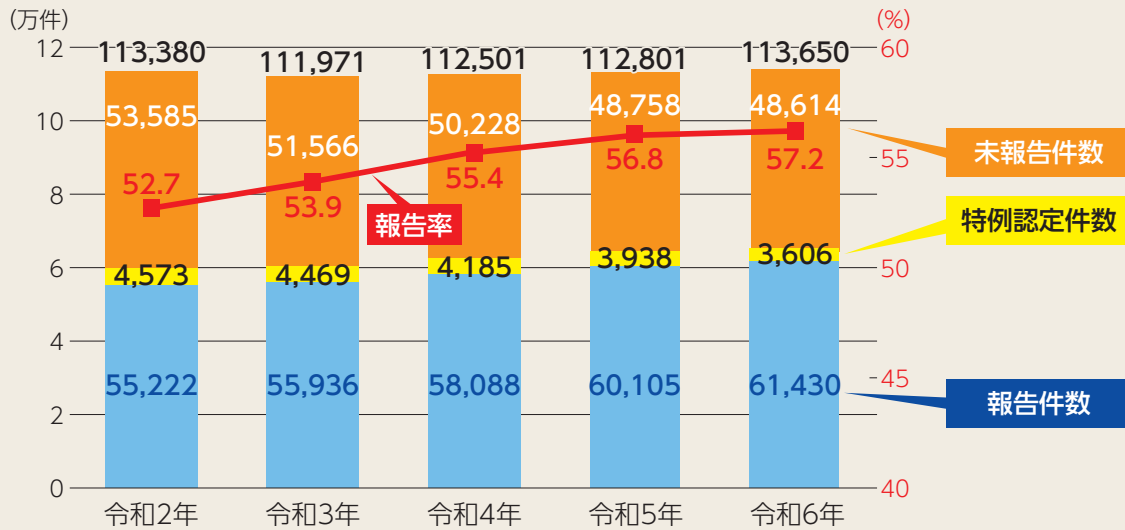
イ 防火対象物点検報告制度

防火対象物点検報告制度は、平成13年の新宿区歌舞伎町ビル火災を機に制定された制度で、法令で定める要件に該当する建物とその建物に入居しているテナントの管理者が、防火管理に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が3年間優良で、申請による審査で認められた場合には、その後の3年間の点検が免除されます。これを「特例認定」といいます。

令和6年12月末日における点検が必要な建物及びテナントは110,044件(特例認定件数3,606件を除く)で、報告件数は61,430件でした(報告率=55.8%)。点検が必要な建物数は年々増加していますが、点検報告率はほぼ横ばいの状態です。(図表1-5-7)

防火対象物点検報告制度の詳細は202ページを参照してください。

■ 図表1-5-7 防火対象物点検報告の内訳



※報告率は特例認定件数を含みます。

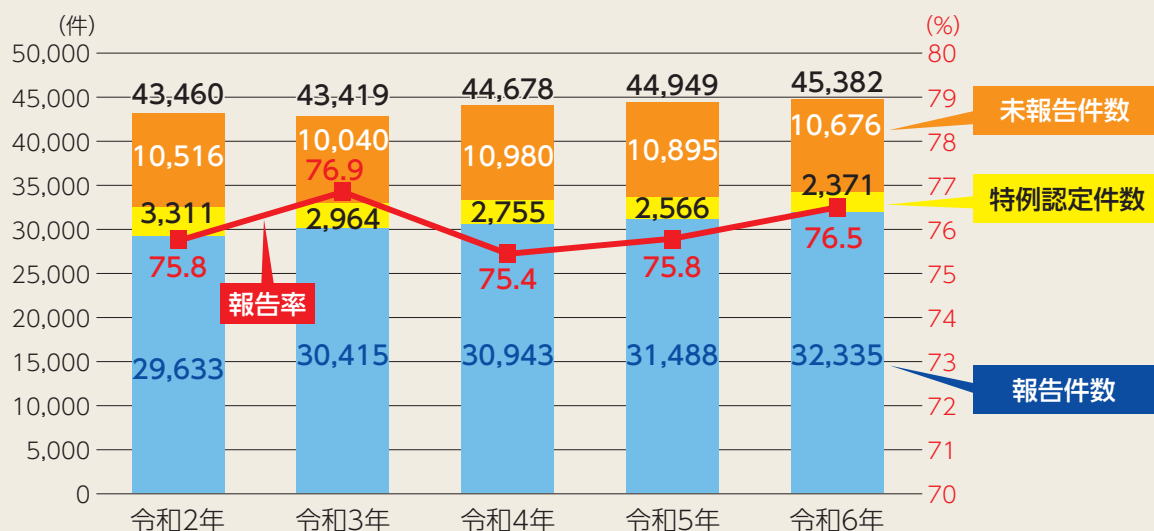
ウ 防災管理点検報告制度

防災管理点検報告制度は、法令で定める大規模な建物とその建物に入居しているテナントの管理者が地震やテロ災害による被害の軽減に関する事項を資格者に点検させ、その結果を消防署長に報告するものです。点検の結果が3年間優良で申請による審査で認められた場合には、その後の3年間の点検が免除されます。これを「特例認定」といいます。

令和6年12月末日における点検が必要な建物及びテナントは43,011件（特例認定件数2,371件を除く）で、報告件数は32,335件でした（報告率＝76.5%）。点検が必要な建物数は年々増加しています。（図表1-5-8）

防災管理点検報告制度の詳細は202ページを参照してください。

■ 図表1-5-8 防災管理点検報告の内訳



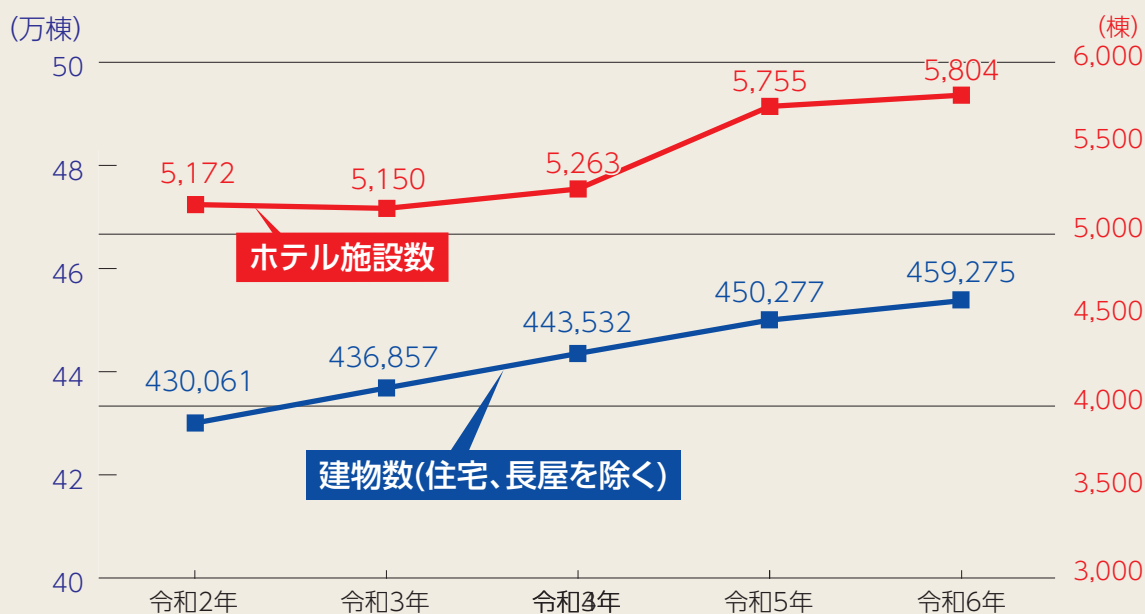
※報告率は特例認定件数を含みます。

2 建物数の推移と防火管理者選任状況等

(1) 建物数の推移

令和6年12月末日現在、当庁管内の建物（住宅、長屋を除く）は459,275棟、ホテル施設数は5,804事業所あり、令和2年の430,061棟、5,172事業所と比較して29,214棟（6.8%）、632事業所（12.2%）増加しています。（図表1-5-9）

■ 図表1-5-9 建物数（住宅、長屋を除く）とホテル施設数の推移

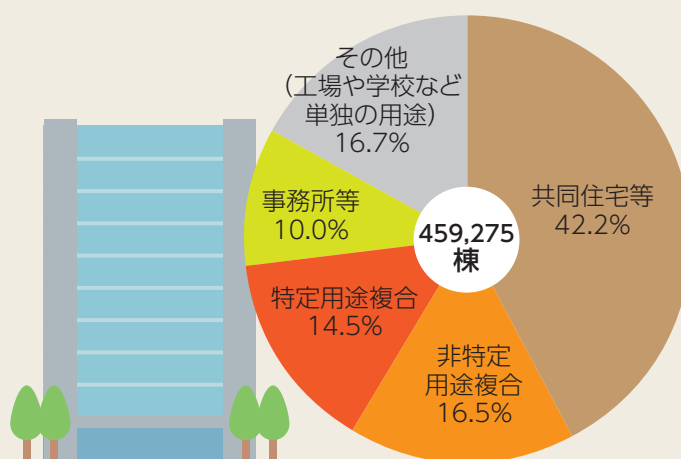


※ホテル施設数は、消防法施行令別表第一5項イ〔旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの〕の事業所件数を計上

訪日外国人の増加や旅館業法の規制緩和等により、近年、ホテル施設数が増加傾向にあります。

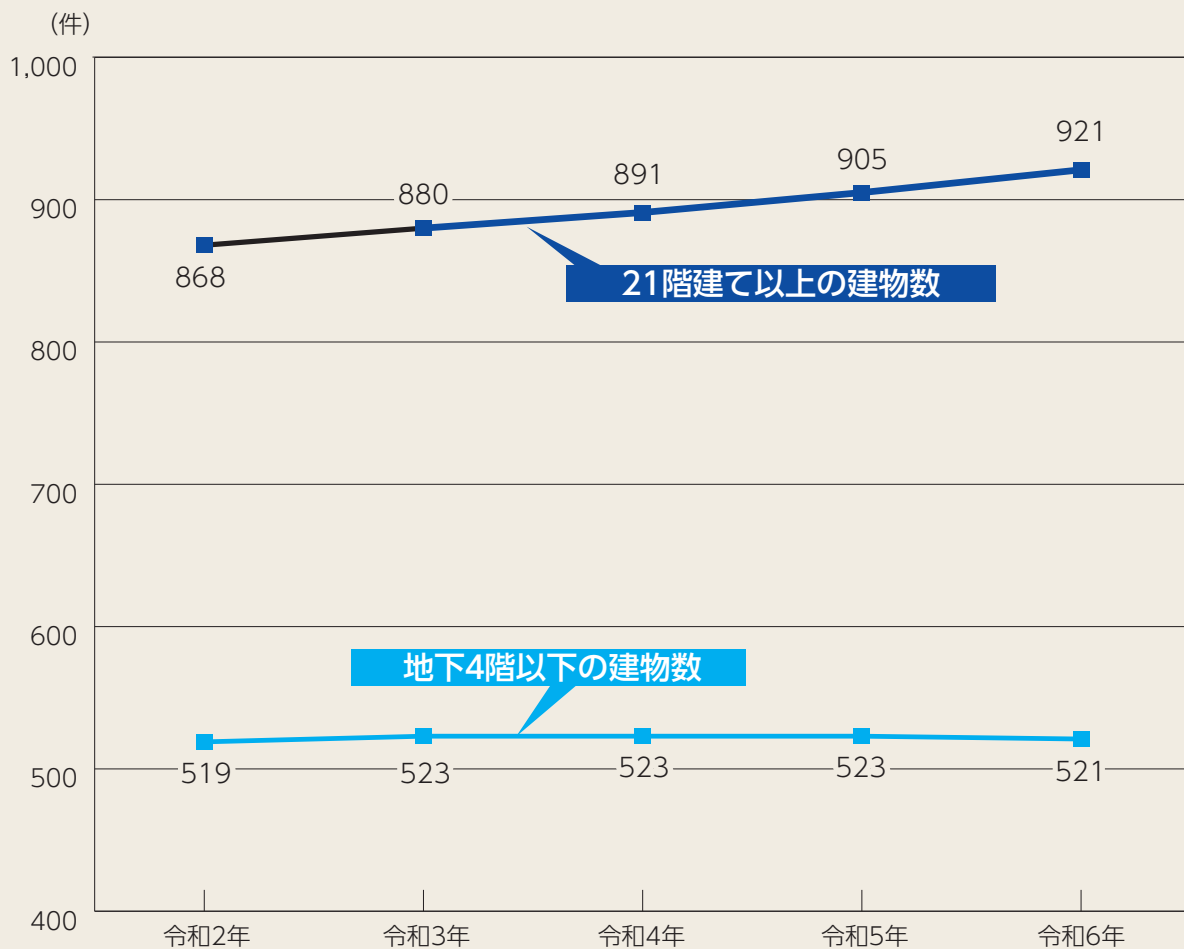
建物数 459,275 棟のうち、共同住宅等 193,653 棟（42.2%）、非特定用途複合（共同住宅と事務所の複合施設など）75,990 棟（16.5%）、特定用途複合（商業施設と飲食店の複合施設など）66,774 棟（14.5%）が全体の7割を占めています。（図表1-5-10）

■ 図表1-5-10 建物用途の内訳



※統計上の端数処理を行っているため、内訳の合計が100%とならない場合があります。

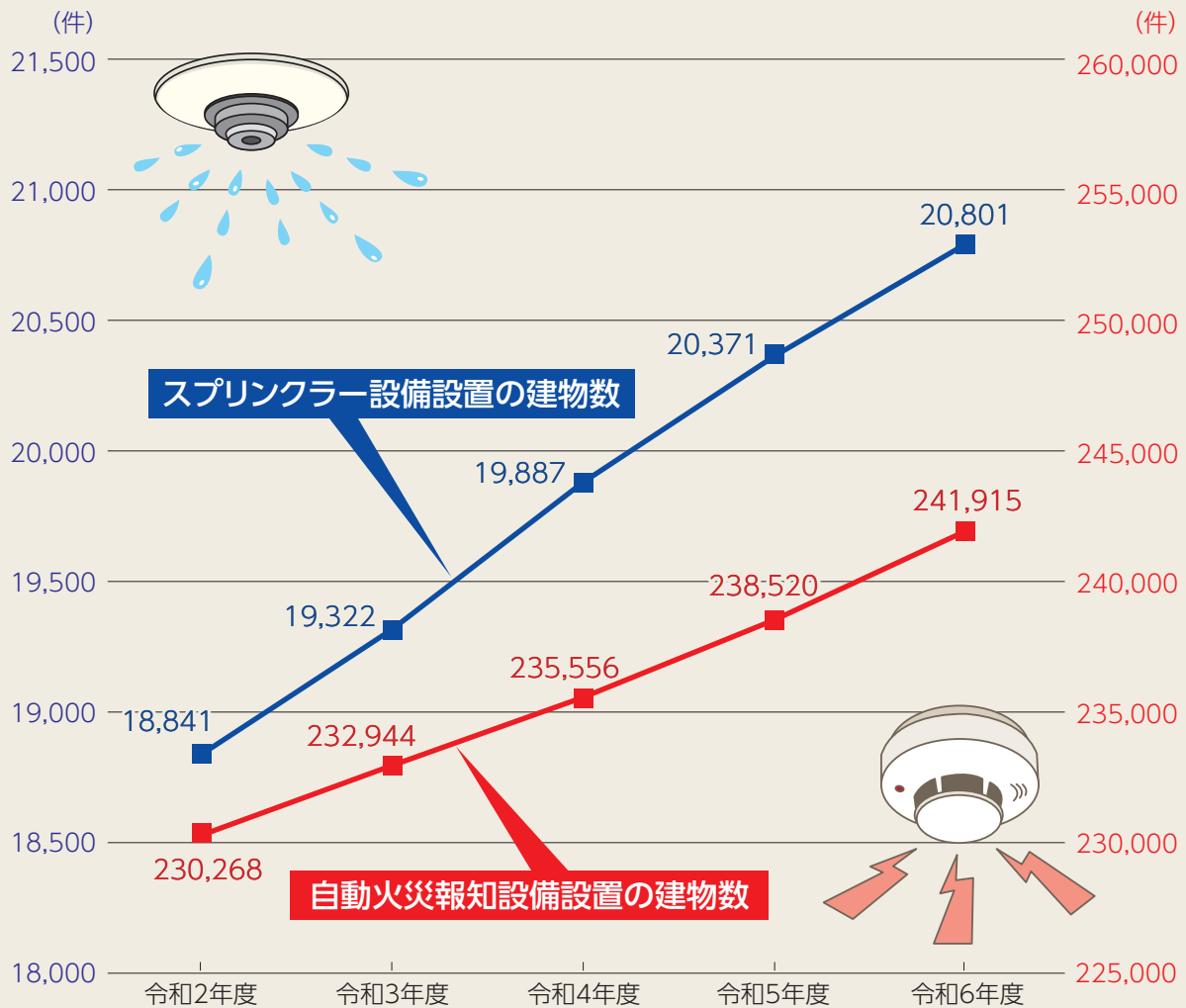
■ 図表1-5-11 21階建て以上、地下4階以下の建物数の推移



当庁管内の建物は、高層・大規模化、深層化が進んでおり、現在も都内では複数の再開発計画が進められ、大規模な建物が建設されています。

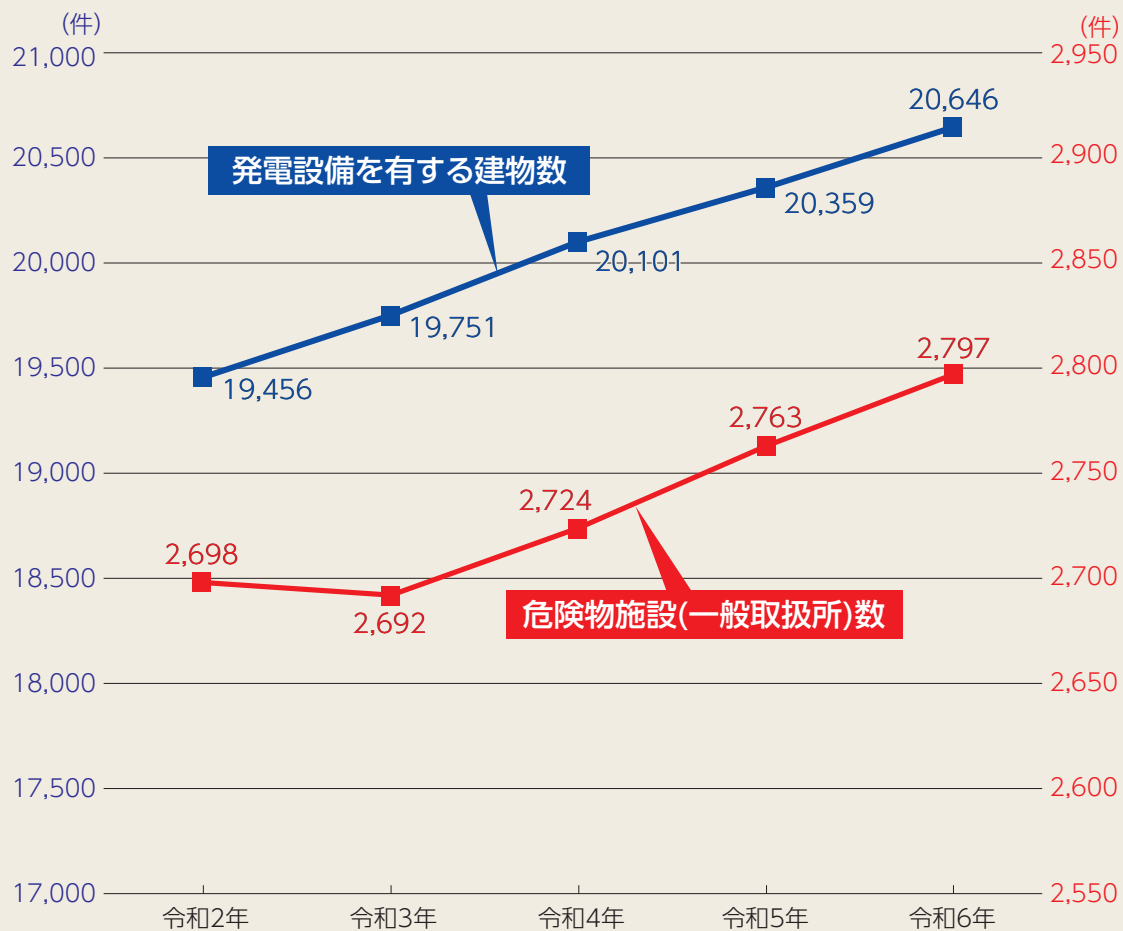
※消防法では、高層建築物を高さ31mを超える建築物と定義していますが、より高層化を表現するため21階建て（おおむね60m）以上の建物数を計上しました。

■ 図表1-5-12 スプリンクラー設備、自動火災報知設備設置の建物数の推移



スプリンクラー設備や自動火災報知設備を設置している建物数が増加しているのは、スプリンクラー設備が必要となる11階建て以上または31mを超える建物が増加していることや、近年の消防法令改正により小規模社会福祉施設に自動火災報知設備やスプリンクラー設備、ホテルに自動火災報知設備、小規模診療所にスプリンクラー設備が設置されたことが要因となっています。

■ 図表1-5-13 発電設備を有する建物数と危険物施設（一般取扱所）数の推移



※危険物施設（一般取扱所）数は、各年度末の数値です。

一般取扱所とは発電設備やボイラー設備、塗装工場などで指定数量以上の危険物の消費、塗装などを行うものをいいます。

東日本大震災以降、企業が災害時の事

業継続や早期復旧を目的として、非常用発電設備や燃料備蓄用のタンクを設置する傾向にあります。



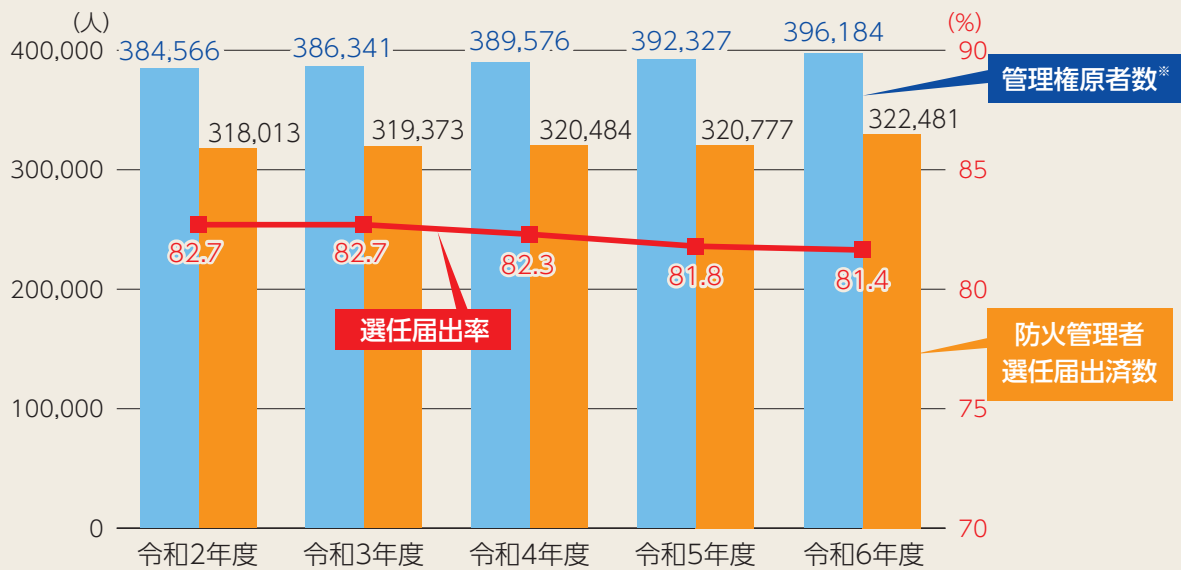
▲ 危険物タンクの設置時の状況

(2) 防火管理者選任状況

令和6年度末の防火管理者の選任が義務となる管理権原者数は396,184であり、近年は義務となる事業所の増加などにより年々増加しています。令和6年度末の防

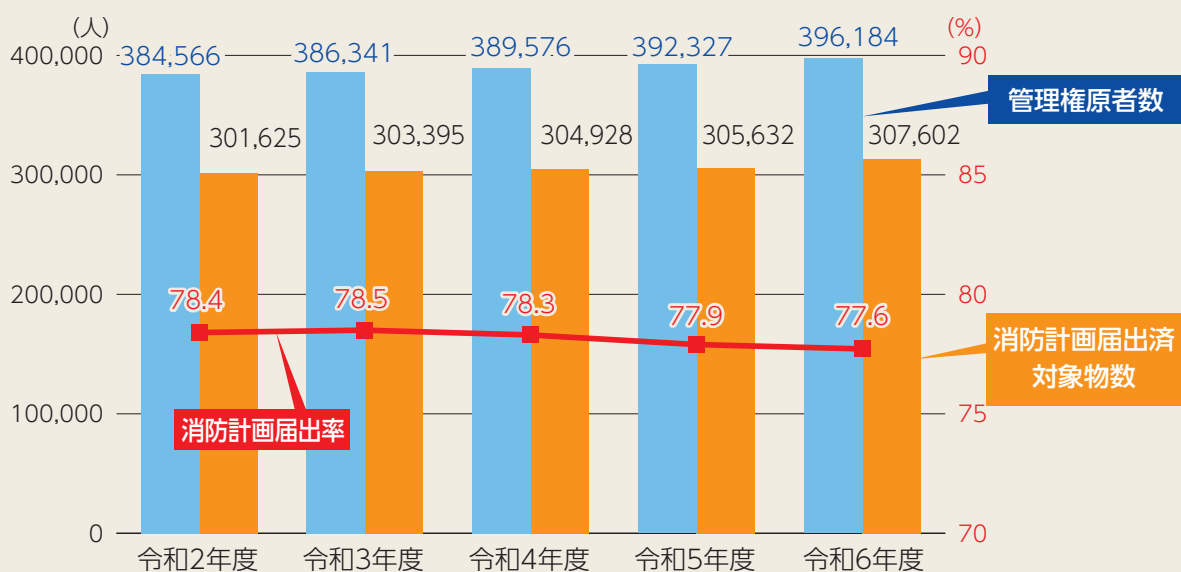
火管理者の選任届出率は81.4%、消防計画の届出率は77.6%でした。(図表1-5-14、15)

■ 図表1-5-14 防火管理者選任状況の推移



※管理権原者とは、消防法第8条に定める防火対象物の管理について権原を有する者をいいます。

■ 図表1-5-15 消防計画届出状況の推移



3 事業所における自衛消防訓練の状況

自衛消防訓練は、百貨店、病院、ホテル、劇場、地下駅舎などの不特定多数の人が出入りする事業所では、年2回以上実施することが義務付けられています。

令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響により訓練実施回数が減少しましたが、令和3年の訓練実施回数は例年と同程度に回復し、令和4年以降はさらに増加しています。(図表1-5-16)

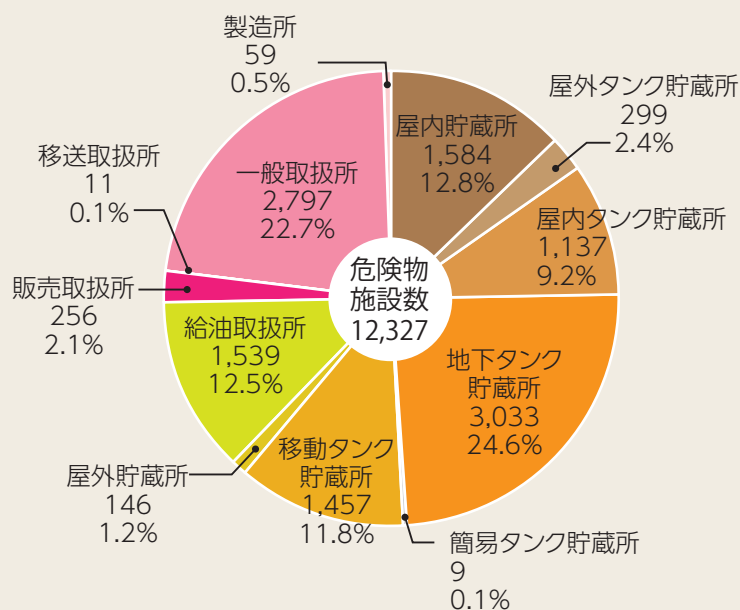
■ 図表1-5-16 自衛消防訓練実施状況

	合計 (延回数)	総合 訓練	部 分 訓 練			その他	延べ訓練 参加人員 (百人)	延べ指導 出向人員 (人)
			通報	消火	避難			
令和2年	134,831	91,987	2,306	10,375	20,680	9,483	68,200	10,956
令和3年	150,828	97,447	2,388	13,375	25,035	12,583	81,853	12,327
令和4年	164,592	102,432	2,561	16,469	28,077	15,053	83,190	28,756
令和5年	176,247	111,071	2,588	17,890	28,997	15,701	87,176	35,442
令和6年	194,434	108,388	7,624	22,423	33,328	22,671	87,614	41,292

4 危険物行政の現況

(1) 施設区分別にみた危険物施設の実態

■ 図表1-5-17 危険物施設の施設区分別構成



危険物施設は、それぞれの施設形態ごとに区分されています。令和6年度末現在の危険物施設を区分別にみると、地下タンク貯蔵所が3,033施設と最も多く、次いで一般取扱所の2,797施設、屋内貯蔵所の1,584施設の順となっています。(図表1-5-17)

(2) 事故種別ごとの発生状況

令和6年中に発生した危険物施設等^{※1}における事故件数は180件で、前年と比べて29件増加しています。火災事故が43件（前年比11件増加）、流出事故が32件（前年比2件増加）、その他の事故^{※2}が105件（前年比16件増加）となっています。これら危険物施設等における事故で、死者は0人（前年比1人減少）、

負傷者が12人（前年比5人減少）発生しています。（図表1-5-18）

※1 危険物施設等…製造所等、運搬車両、少量危険物貯蔵取扱所、指定可燃物貯蔵取扱所、無許可・無届施設

※2 その他の事故…火災又は流出を併発していない場合で、危険物施設等の規制部分が破損した事故等

■ 図表1-5-18 事故種別ごとの発生状況

年別	合計	火災（件）	流出（件）	その他（件）	死者（人）	負傷者（人）
令和2年	123	24	19	80	0	11
令和3年	124	33	20	71	0	3
令和4年	118	38	22	58	0	11
令和5年	151	32	30	89	1	17
令和6年	180	43	32	105	0	12
前年比	29	11	2	16	▲1	▲5

※「前年比」欄の「▲」は減少を示しています。

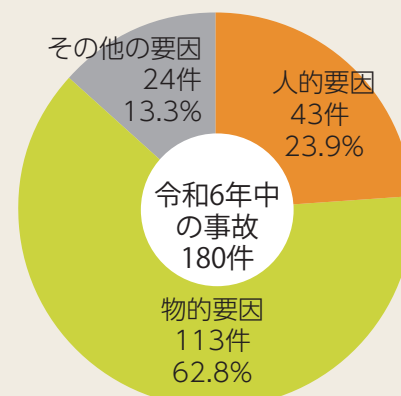
(3) 発生要因別の事故発生状況

事故を発生要因別（図表1-5-19）にみると、劣化や破損などの物的要因が113件（62.8%）で最も多く、次いで維持管理不十分、操作確認不十分などの人的要因が43件（23.9%）、その他の要因が20件（13.3%）となっています。（図表1-5-20）

■ 図表1-5-19 発生要因と発生原因

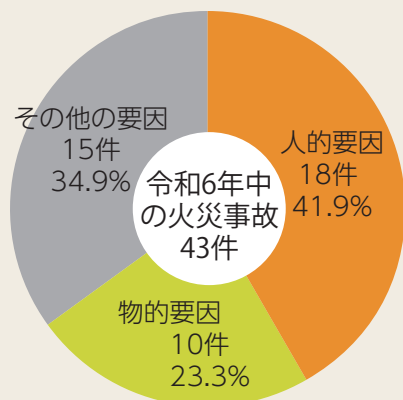
要因	原因
人的要因	維持管理不十分 誤操作 操作確認不十分 操作未実施 監視不十分
物的要因	腐食疲労等劣化 設計不良 故障 施工不良 破損
その他の要因	放火等 交通事故 類焼 地震等災害 不明・調査中

■ 図表1-5-20 事故の発生要因



火災事故 43 件を発生要因別にみると、人的要因が 18 件 (41.9%) で最も多く、次いでその他の要因が 15 件 (34.9%)、物的要因が 10 件 (23.3%) となっています。(図表1-5-21)

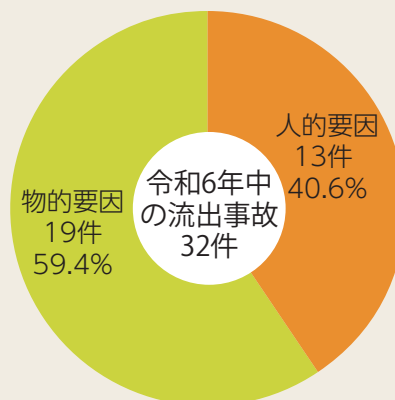
■ 図表1-5-21 火災事故の発生要因



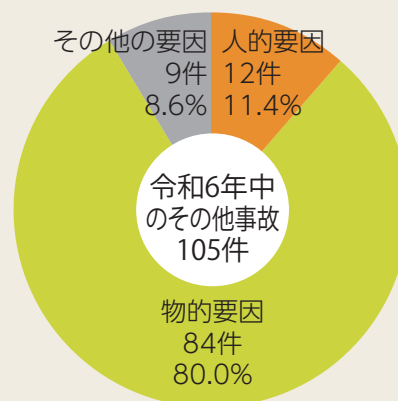
その他の事故 105 件を発生要因別にみると、物的要因が 84 件 (80%) で最も多く、次いで人的要因が 12 件 (11.4%)、その他の要因が 9 件 (8.6%) となっています。(図表1-5-23)

流出事故 32 件を発生要因別にみると、物的要因が 19 件 (59.4%) で最も多く、次いで人的要因が 13 件 (40.6%) となっています。(図表1-5-22)

■ 図表1-5-22 流出事故の発生要因



■ 図表1-5-23 その他の事故の発生要因

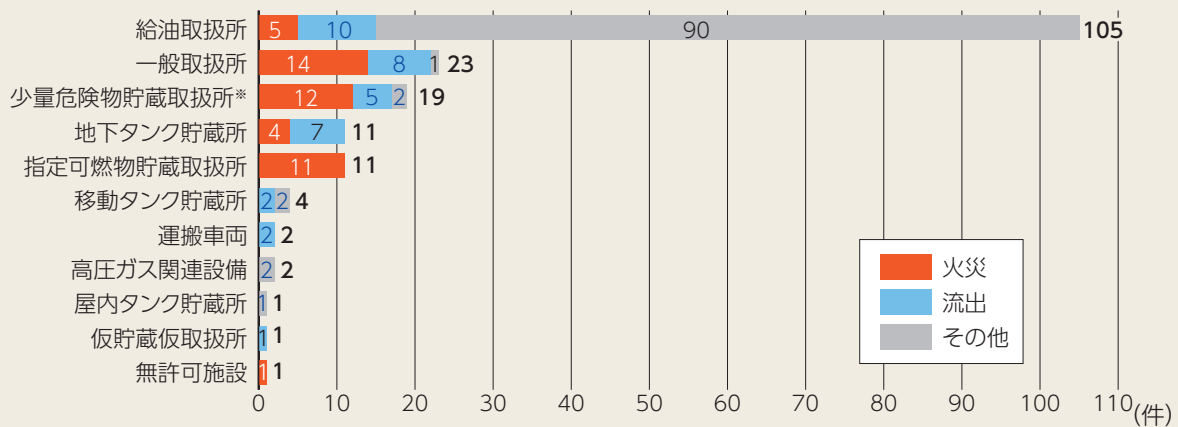


(4) 施設区別の事故発生状況

施設区別事故発生状況をみると、給油取扱所が 105 件 (前年比 10 件増加) で最も多く全体の半数以上を占め、次いで一般取扱所が 23 件 (前年比 8 件増加)、少量危険物貯蔵取扱所が 19 件 (前年比 5 件増加)、指定可燃物貯蔵取扱所が 11 件 (前

年同件数) などとなっています。ガソリンスタンド (給油取扱所) の事故の多くは、施設利用者の車両の運転操作ミス等による物損事故です。ガソリンスタンド内では安全運転を心掛けましょう。(104 ページ参照) (図表1-5-24)

■ 図表1-5-24 施設区分別の事故発生状況



※少量危険物貯蔵取扱所は無届施設における事故 4 件を含む。

(5) 危険物施設等の事故事例

【事故事例1】 利用客の運転操作誤りによる事故

発生年月 令和6年9月

施設区分 給油取扱所（セルフ）

被害状況 給油ホースの破損

概要 利用客が給油終了後、給油ノズルを車両に挿したまま一時的にその場を離れた後、車両に戻った際に、給油ノズルを挿したままであることを失念し車両を発進させたため、給油ホースが安全継手により離脱し、軽油若干が流出したものの。

【事故事例2】 給油取扱所の火災事例

発生年月 令和6年9月

施設区分 給油取扱所（フル）

被害状況 内壁若干等の焼損

概要 従業員が喫煙室の灰皿内のたばこの吸い殻をゴミ箱に捨てて退社したところ、完全に消火されていなかった吸い殻の火種がゴミ箱内のごみに着火したもの。

コラム

セルフスタンドで安全に給油するためのポイント

●車の給油口は右？左？

給油レーンに進入する前に、車の給油口が左右どちらにあるか確認しましょう。給油レーン進入後に移動し、衝突する事故が後を絶ちません。

車の給油口が左右どちらにあるか確認しておく！



●給油時は車のエンジンを停止

給油時は、地面にペイントされた枠内に車を止め、車のエンジンを停止しましょう。



●静電気除去シートにタッチ

給油キャップを開ける前に「静電気除去シート」に必ず素手で触れ、身体に溜まった静電気を除去しましょう。

手袋は外して素手で！



●給油ノズルは奥まで差し込む

給油ノズルは給油口の奥までしっかりと差し込み、レバーを握って給油を開始しましょう。



給油する油種も必ず確認する！

●継ぎ足し給油をしない

満タンになると給油は自動的に停止します。継ぎ足し給油は吹きこぼれるのでやめましょう。



●給油中は給油に専念

スマートフォンなどを操作しながらの「ながら給油」は事故の元です。給油中は給油に専念しましょう。



●給油ノズルの抜き忘れに注意

給油後は確実に給油ノズルを抜き給油キャップを確実に閉めましょう。



●従業員が容器にガソリンを入れる

利用者が容器にガソリンを入れることは禁止されています。

なお、容器に入れての購入は「本人確認」や「使用目的の確認」が必要になります。

※セルフスタンドによってはガソリンを容器に入れて販売しない場合もあります。

